

病院に対する診療報酬等の返還請求訴訟の終了について

1 事件の概要

埼玉県内の病院の開設者（以下「医療機関」といいます。）は、令和2年2月27日に国が実施した監査において、勤務する夜勤看護師が不足しており、必要とされる施設の配置基準を満たしていないとの指摘を受けました。

そこで、区は、当該医療機関へ支払った診療報酬等のうち、要件を満たしていない部分について返還を求めてきましたが、相手方から支払が困難である旨の申出がありました。このため、区は、債権の回収を図るため、当該医療機関に対し、訴訟を提起しました。

2 これまでの経過

令和6年	1月19日	東京地方裁判所へ訴訟を提起
	5月28日	破産手続開始決定の通知を受理
	10月22日	第1回債権者集会
令和7年	11月26日	配当金を受領
令和8年	1月28日	訴訟終了
	3月4日	破産手続の終結及び免責許可について官報掲載

訴訟の終了及び債権放棄について

医療機関は、令和6年4月に民事再生手続開始の申立てを行いました。認められず、同年5月に破産手続開始が決定されました。その後、財産換価手続が完了し、破産手続における配当額が確定したため、区は、令和7年11月26日に配当金30万3,321円を受領しました。

令和8年1月28日訴訟が終了し、同年3月4日に破産手続の終結及び免責許可が官報に掲載されました。これにより、配当受領後の残債権については回収の見込みが無くなったことから、港区債権管理条例第13条の規定に基づき、当該債権を放棄します。

3 放棄する債権額

(1) 当初債権額	1 9 5 万 1 , 8 8 2 円
(2) 破産手続による配当額	3 0 万 3 , 3 2 1 円
(3) 放棄する債権額	1 6 4 万 8 , 5 6 1 円